

報告

大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準

土木工学・建築学分野

平成 25 年 7 月 13 日 (土)

日本学術会議土木工学・建築学委員会 土木工学・建築学分野の参照基準検討分科会

この報告は、日本学術会議 土木工学・建築学委員会 土木工学・建築学分野の参照基準
検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

分科会委員構成その他

要 旨

1. 作成の背景

2008年（平成20年）5月、日本学術会議は、文部科学省高等教育局長から学術会議会長宛に「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する依頼を受けた。このため日本学術会議は、同年6月に課題別委員会「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を設置して審議を重ね、2010年（平成22年）7月に回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に文部科学省に手交した。

同回答においては、分野別質保証のための方法として、分野別の教育課程編成上の参照基準を策定することを提案している。日本学術会議では、回答の手交後、引き続きいくつかの分野に関して参照基準の策定を進めてきたが、今般、土木工学・建築学分野の参照基準が取りまとめられたことから、同分野に関連する教育課程を開設している大学をはじめとして各方面で利用していただけるよう、ここに公表するものである。

2. 報告の概要

(1) 土木工学・建築学の定義

土木工学・建築学は、豊かで文化的な生活空間ならびに産業社会活動空間の創造のために、社会基盤環境や建築環境をデザインし、整備するための学問である。過去・現在・将来の地球社会の変遷を見据えた上で、現実の課題の抽出・整理、課題解決方法、結果の評価や修正のプロセス等の学修が必須である。

(2) 土木工学・建築学固有の特性

- ① 土木工学・建築学の一般的性格
 - ② 我が国の土木工学・建築学に固有の性格
 - ③ 土木工学・建築学教育の今日的課題点と今後の方向
- (3) 土木工学・建築学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的素養
 - (4) 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方
 - (5) 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり
 - (6) 土木工学・建築学と社会との関わり

目 次

1. はじめに
2. 土木工学・建築学の定義
3. 土木工学・建築学固有の特性
 - (1) 土木工学・建築学の一般的性格
 - (2) 我が国の土木工学・建築学に固有の性格
 - (3) 土木工学・建築学教育の今日的課題点と今後の方向
4. 土木工学・建築学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的素養
5. 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方
6. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり
7. 土木工学・建築学と社会との関わり

<用語の説明>

<参考文献>

<参考資料1> 土木工学・建築学分野の参照基準検討分科会の審議経過

<参考資料2> 公開シンポジウム「学士課程教育における土木工学・建築学分野の参照基準」

1. はじめに

わが国の大学教育は、21世紀に入り、構造的な変革の時代に入っている。日本の総人口が減少しはじめる中で、18歳人口も急速に減少しつつある。しかし、18歳人口の大学への進学率は急速に増加し、大学教育は、「エリート教育」から「マスプロ教育」の段階を経て、進学率が半数を超える「ユニバーサル化」の時代に入り、大半の学生たちは「学士」として卒業後、社会の現場にたつことになる。したがって大学教育の内容は、社会にとってより一層重要な意味をもつこととなる。

一方、交通通信手段の発達、産業の巨大化によって、一地域における変動がたちまち世界全体に広がるグローバル時代において、大学教育が若者たちに世界の将来を託すべく、教育内容の再検討が必要となっている。

研究・教育の動向を見ると、学術の世界においては研究分野の細分化が進む一方で、融合化も進み、従来大学における研究教育の質を支える前提となっていた学問分野の枠組みが崩れ、ユニバーサル化とグローバル化に対応する新たな教育の質保証の在り方が求められてきた。

いまや、大学コミュニティや学術コミュニティ自身が、学士の質保証を目指して、教育課程編成上の参照基準を作成すべき段階に至っている。学問分野は多様化したとしても、各学問分野において共有すべき固有の特性があり、それを学士のレベルにおいて実現していくことが大学教育の質を保証する基本となる。

大学教育の分野別質保証の内容は、①当該学問分野の定義と特性、②当該学問分野で学生が身に付けるべき基本的な素養、③学修方法と学修成果の評価に関する基本的な考え方、④市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり方、⑤社会との関わりである。

土木工学・建築学分野の参照基準とは、土木工学・建築学は何を研究教育の対象とし、他の学問分野と異なるどのような基本的な物の見方をするのか、土木工学・建築学関連学部を卒業すればどのような能力が身に付くのか、その能力を身に付けるためにどのような学修方法がとられるのか、専門分野としての土木工学・建築学を学修することにより一般市民としての教養がどのようにして高められるのか、結果として社会へどのようにかかわり貢献を果たすことができるのかなどを、具体的に明らかにすることであろう。

本報告書で明らかにしているのは、あくまで学士課程における土木工学・建築学の参照基準であり、大学院あるいは初等中等教育課程におけるそれではない。土木工学・建築学の知識や素養は大学院や卒業後の職業生活をはじめ生涯にわたり深められるべきものであり、学士課程における土木工学・建築学教育はその基礎を構築するものである。

本報告における土木工学・建築学分野の参照基準は、日本学術会議が学士課程教育における土木工学・建築学教育のあるべき姿を描いたものである。これを参照しながら、各大学は、土木工学・建築学の教育においては、当該大学の建学の精神、大学が所有する経営資源、人的資源、さらには学生の資質などを考慮しつつ、最良の教育課程を編成し実行することが期待されている。さらには、大学で土木工学・建築学の教育に携わる教員、国や

認証評価機関や大学団体、関連協会、企業や初等中等教育機関などにおいて、土木工学・建築学を理解する上で活用されることが期待されている。それらを通じて、21世紀のわが国において、大学教育における教育の質を保証するという時代の要請に応えることができるのである。

2. 土木工学・建築学の定義

土木工学・建築学は、豊かで文化的な生活空間ならびに産業社会活動空間の創造のために、社会基盤環境や建築環境をデザインし、整備するための学問である。過去・現在・将来の地球社会の変遷を見据えた上で、現実の課題の抽出・整理、課題解決方法、結果の評価や修正のプロセス等の学修が必須である。

3. 土木工学・建築学固有の特性

- (1) 土木工学・建築学の一般的性格
- (2) 我が国の土木工学・建築学に固有の性格
- (3) 土木工学・建築学教育の今日の問題点と今後の方向

4. 土木工学・建築学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的素養

5. 学習方法および学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

6. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

7. 土木工学・建築学と社会との関わり

<用語の説明>

<参考文献>

<参考資料1> 土木工学・建築学分野の参照基準検討分科会の審議経過

<参考資料2> 公開シンポジウム

「学士課程教育における土木工学・建築学分野の参照基準」

日時：平成25年7月13日（土）14：00～17：00

場所：日本学術会議 講堂

プログラム

総合司会 幹事？

14：00～14：05

開会の辞 分科会委員長

14：05～14：25

基調講演 北原和夫（大学教育の分野別質保証推進委員会委員長）

14：25～14：55

分科会報告 委員長か？

パネルディスカッション

モデレーター

パネリスト

閉会の辞 幹事？